

《仮訳(全文)》

ドイツ連邦共和国 消費財条例

発行日:1992年4月10日

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は資料作成には
できる限り正確に記載するよう努力しておりますが、
その正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。
本情報の採否はお客様の判断で行ってください。
また、万一、お客様等が不利益等を被る事態が生じても、
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は一切責任を負うことが
できませんので、ご了承ください。

※ 原典については下記リンク先を参照してください。

<https://www.gesetze-im-internet.de/bedggstv/>

※ 適用されるガイドライン、脚注および変更点については省略。

引用元：1997年12月23日に発行されたバージョンの消費財に関する条例(連邦法官報1998Ip.5)、
2021年12月2日付条例第1条による最後の修正(連邦法官報Ip.5068)

目次

第1条 平等

第2条 定義

第3条 禁止物質

第4条 許可された物質

第5条 禁止行為

第6条 最大数量

第7条 使用上の禁止事項

第8条 物質の食品への移行

第9条 警告

第10条 身元確認、証拠提出の義務

第10a条 履物の表示

第11条 調査手続

第11a条 輸入に関する特別規則

第12条 刑事犯罪および行政犯罪

第13条 非影響条項

第14条 (規制の廃止)

第15条 (廃止)

第16条 経過規定

第17条 (発効)

付属書1¹ (第3条関係)特定の消費財の製造または処理に使用してはならない物質

付属書2 (第4条第1項、第1a項および第6条第1項1関係)再生セルロースの製造に許可されている物質

付属書3 (廃止)

付属書4 (第5条関係)特定の消費財の製造に使用できない手順

付属書5 (第6条第3項関係)特定の最大量までの物質のみを含むことができる消費財

付属書5a (第6条第4項関係)特定の物質を指定された最大量までしか放出しない消費財

付属書6 (第8条第3項および第10条第2項3関係)

特定の物質が指定された最大量までしか食品に移行できない消費財

付属書7 (第9条関係)警告が必要な消費財

付属書8 (廃止)

付属書9 (第10条第3項関係)特定の成分を特定すべき消費財

付属書10 (第11条関係)特定の消費財の検査手順

付属書11 (第10a条関係)

付属書12 (脱落)

付属書13 (第4条第3項から第4項関係)添加物の暫定リスト

付属書14 表1～表4

表1 モノマーまたはその他の出発物質のリスト、着色剤、溶剤、光開始剤またはその他の添加剤

表2 表1に加えて、第4条第7項第4文で言及されている食品接触材料

および成形品への印刷に使用できる顔料のリスト(第4条第9項、第8条第5項第1文関係)

表3 グループ制限(第8条第5項第1文関係)

表4 特定物質の制限値(第8条第5項2関係)

¹ 付属書および表については本訳では省略した。原典または出典元を参照ください。

第1条 平等

家庭での使用を意図した皮革製品および繊維製品用のエアゾールディスペンサーに入った含浸剤は、食品・日用品・飼料法典の第2条第6項第1文No.8で定義された製品ではないが、消費財と同様に扱うものとする。

第2条 定義

この規則の目的のため

1. 食品消費財：食品・日用品・飼料法典第2条第6項第1文No.1の意味に含まれる消費財。
2. 再生セルロース製の食品接触材料：
略
3. (削除)
4. セラミック食品消耗品：
略
5. 塩化ビニルポリマー製品：
 - a) 食品・日用品・飼料法典の第2条第6項第1文No.3で定義された消費財。
 - b) 食品・日用品・飼料法典の第2条第6項第1文No.5で定義された消費財であり、意図的、または予測可能な使用時に口の粘膜と接触するもの。
塩化ビニル重合体または塩化ビニル共重合体を用いて製造されたもの。
6. ベビー用品：
略
7. 印刷インキ：印刷またはコーティング工程で食品接触材料に塗布されるインキまたはワニス。
8. 印刷された食品接触材料：インキを使用して製造された食品接触材料。
9. ナノ材料：印刷インキの材料
 - a) 天然由来のもの、製造工程中に発生するもの、または特別に製造されたもの。
 - b) 粒子を非結合状態、集合体として、または凝集体として含み、
 - c) 分布に基づいて、粒子の少なくとも50%が1~100ナノメートルの範囲の1つまたは複数の外形寸法を有するもの。
10. 粒子：物理的境界が定義された物質の非常に小さな粒。

11. 凝集体：弱く結合した粒子または集合体の集まりで、結果として得られる表面積は個々の構成要素の表面積の合計に近似する。
12. 集合体：強固に結合または融合した粒子。
13. 印刷インキに含まれる物質の使用：印刷インキの製造のために、次のうち少なくとも1つを目的として物質を意図的に使用すること：モノマーまたはその他の出発物質、着色剤、溶剤、光重合開始剤またはその他の添加剤

食品接触材料および成形品を着色するための調剤、ならびにセラミックまたはガラス製の食品接触材料および成形品のための装飾色で、焼成工程で使用されるものは、第1文第7項で定義される印刷インキではない。1ナノメートルより小さな1つまたは複数の外形を有するフラーレン、グラフェンフレークおよび単層炭素ナノチューブも第1文第9項に定義されたナノ材料とみなされる。

第3条 禁止物質

記載されている物質は、付属書1に記載されている消費財の商業的製造または処理に使用することはできない。

第4条 許可された物質

- (1) 第2条第2項のaおよびbで定義された再生セルロースフィルム製食品接触材料および成形品の商業的製造では、付属書2に記載されている物質のみをその付属書第2欄で指定された使用制限に適合する限りにおいて使用することができる。物質は、第4欄に指定された純度要件を満たす場合にのみ使用することができる。第4欄に純度要件が規定されていない場合、使用される物質はその適用分野に関して商業的純度要件を満たさなければならない。ただし、公認の分析方法でフィルムまたはその表面に接触する食品への物質の移行が認められない場合は、第1文から逸脱して、記載されていない物質も染料や接着剤として使用することができる。
- (1a) 第2条第2項のcで定義された再生セルロースフィルム製食品接触材料および成形品の商業的製造において、付属書2パートAに記載された物質のみが、その付属書第2欄で指定された使用制限に適合する限りにおいて、コーティング前に使用することができる。第1項第2文から第4文が適用されるものとする。
- (2) 第3項に従うことを条件として、第2条第2項のcで定義された食品接触材料および成形品の商業的製造において、以下のものをコーティング剤として使用することができる。
 1. モノマーまたはその他の出発物質
 2. 着色料以外の添加物
 3. 溶剤以外のプラスチック製造助剤
 4. 微生物発酵により得られた高分子

2013年1月1日に施行された規則(EU)No.10/2011の付属書I第1項表1に記載されている物質のみを、同付属書I第1項表1の第10欄および第4項に記載されている制限および仕様に従って使用すること。物質は、規則(EU)No 10/2

011の第8条第1文に基づく一般要件に適合する場合にのみ使用することができる。改正後の規則(EU)No 10/2011の第6条第3項が準用されるものとする。

(3) 第2項の適用外として、付属書13に記載された物質は、食品接触材料および成形品に関する加盟国の法律の近似性に関する2004年6月27日付欧州議会および理事会の規則(EC)No.1935/2004の第3条第1項が遵守されていることを条件とし、付属書13第4欄に指定されている制限のもとに、コーティングに関して第2条第2項のcに定義された食品接触材料および成形品の商業的製造における添加物として使用することができる。これは、規則(EU)2019/131(OJ L 231, 6.9.2019, p.1)によって最終改正された、食品と接触することを意図した材料および成形品に関する2004年10月22日付理事会規則(EC)No 2081/2004の規定(指令80/590/ECおよび89/109/ECを廃止)と矛盾した内容ではない。

(4) 規則(EU)No.10/2011の第3条第1項の意味におけるプラスチック製の材料および物体の商業的製造において、規則(EU)No.10/2011の付属書Iで許可されている添加剤に加えて、規則(EC)No.1935/2004の第3条第1項がこれと矛盾しないことを条件として、付属書13にリスト化されている添加物は、付属書13第4欄に指定されている制限に従って使用することができる。

(5) 印刷された食品接触材料および成形品の商業的製造において、第7項から第9項を条件として、印刷インキに以下のもののみを使用することができる。

1. 付属書14表1に記載されているモノマーまたはその他の出発物質からのポリマー
2. モノマーやその他の出発物質、着色剤、溶剤、光重合開始剤、その他の添加剤として、付属書14表1に記載されている物質

物質は、付属書14表1第8欄に記載されたその他の制限、仕様、および純度要件に適合する場合にのみ使用することができる。純度要件が設定されていない場合、物質は、純度要件に関して良好な技術的品質を有するものでなければならない。

ナノ形態の物質は、付属書14表1第8欄に明示的に指定されている場合のみ使用することができる。付属書14表1に記載されている酸、フェノール、アルコールに加えて、アルミニウム、アンモニウム、バリウム、カルシウム、鉄、カリウム、コバルト、銅、リチウム、マグネシウム、マンガン、ナトリウム、亜鉛の複塩および酸塩を含むそれらの塩も使用することができる。酸、フェノールまたはアルコールの塩が付属書14表1に記載されている場合、これらの塩の使用と、これらの酸、フェノールまたはアルコールのアルミニウム、アンモニウム、バリウム、カルシウム、鉄、カリウム、コバルト、銅、リチウム、マグネシウム、マンガン、ナトリウムおよび亜鉛の二塩および酸塩を含む塩の使用のみが許可されている。

(6) 第7項、第8項および第10項に従い、付属書14表1に記載されたモノマーまたは他の出発物質を添加物として使用ことができ、付属書14表1第8欄に記載された他の制限、仕様および純度要件に準拠することを条件に、付属書14表1に記載された添加物をモノマーまたは他の出発物質として使用することができる。

(7) 印刷インキが食品と直接接触することを意図していない場合、第5項および第6項で許可されている物質に加えて、印刷された食品接触材料の商業的製造における印刷インキに以下を使用することができる。

1. 付属書14表1に記載されている以外のモノマーまたは他の出発物質から作られたポリマー

2. モノマーやその他の出発物質として、あるいは着色剤、溶剤、光開始剤、その他の添加剤として、付属書14表1に記載されている物質以外の物質

さらに、第1文の物質は2008年12月16日付物質および混合物の分類、ラベル表示および包装に関する欧州議会および理事会規則(EC)No.1907/2006ならびに指令67/548/EECおよび1999/45/ECの修正および廃止 (OJL353of31.12.2008、p.1;L16of20.1.2011、p.1;L94of10.4.2015、p.9;L349of21.12.2016、p.1;L190、27.7.2018、p.18;L117,03.05.2019,p.8)、最終改正委任規則(EU)2021/643(OJL133,20.04.2021,p.5)付属書Iの3.5項、3.6項および3.7項により「変異原性」、「発がん性」、または「生殖毒性」に分類される要件に該当しない場合にのみ使用できる。また、第1文の物質には、ナノ材料の形の物質も含まれる。第1文は、食品接触材料の通常の見込まれる使用中に印刷インキが食品と直接接触する印刷された食品接触材料には適用されず、この目的を意図したものではない。

(8) さらに、モノマーまたは他の出発物質および添加物は、印刷された食品接触材料および成形品の商業的製造において印刷インキに使用することができるが、その条件は以下の通りである。

1. 規則(EU)No.10/2011の付属書Iの現行版に記載され、その表1第9欄に従ってグループ制限なく、また表1第10欄に制限および仕様のないもので、
2. 改正された規則(EU)No.10/2011の第8条の一般要件を満たし、
3. 印刷された食品接触材料に基づいて、規則(EU)No.10/2011の付属書Iの現行版の表1第8欄に指定されている食品への移行の制限値に準拠すること。

(9) 第5条第1項で許可されている物質に加えて、付属書14表2にリスト化されている顔料も、条件、仕様および純度要件の下で、第4条第7項第4で言及されている食品接触材料および成形品の印刷に使用することができ、第5項の第3文が適宜適用される。

(10) 第5項から第9項は、印刷インキから食品へのナノ物質の形態を含む物質の移行が除外される印刷された食品接触材料には適用されない。

(11) 付属書14表1第8欄に記載されていない印刷インキに非意図的に導入された物質がある場合、または表2第8欄に記載されている場合、規則(EC)No.1935/2004の第3条第1項の規定の対象となる。

また、印刷された食品接触材料中のこれらの物質が、規則(EC)No.1935/2004の第3条1項のaに準拠しているかどうかは、国際的に認められたリスク評価の科学的原則に従って、責任ある事業者によってチェックされなければならない。

第5条 禁止行為

付属書4に記載された工程は、そこに記載された消費財の製造に使用することはできない。

第6条 最大量

以下の場合、商業的に市場に出すことはできない。

1. 再生セルロース製食品接触材料について、付属書2にリスト化されている物質を第3欄に指定された最大量を超えて含む場合。
2. 第2条第2項cで定義された食品接触材料および成形品で2013年1月1日付規則(EU)No.10/2011の付属書I第1項表1にリスト化されている物質を、コーティングに関して第10欄に記載されている最大量を超えて含む場合。
3. 付属書5にリスト化されている消費財で、第3欄に指定されている物質が第4欄に指定されている最大量を超えて含む場合。
4. 付属書5aにリスト化されている消費財が、この付属書の第3欄にリスト化されている物質を指定された規定に従って、第4欄に指定された最大量を超え、放出する場合。

なお、第1文第1項は、コーティングが第2条第2項cで定義されたプラスチックから構成されている限り、適用されないものとする。

第7条 使用上の禁止事項

- (1) 第4条から第6条の要件を満たさない食品接触材料は、食品の商業的生産または処理に使用することはできない。
- (2) 印刷されたセルロースフィルムは、印刷面が食品と接触しないような方法でのみ商業的に使用することができる。

第8条 物質の食品への移行

- (1) (削除)
- (1a) (削除)
- (1b) (削除)
- (1c) 第1第2項と、食品と接触することを目的とした材料および成形品における特定のエポキシ誘導体の使用制限に関する2005年11月18日付委員会規則(EC)No.1895/2005(OJEU No.L302p.28)の第3項において、記載の材料および成形品には、規則(EC)No.1895/2005の付属書Iに記載されている物質の割合が指定される特定最大移行量を超えてはならない。
- (1d) (削除)
- (2) (削除)
- (3) 付属書6に記載されている食品接触材料の場合、接触材料から食品に移行するそこに記載されている物質の比率は、指定されている最大量を超えてはならない。
- (4) 現行版の規則(EU)No.10/2011の第10条、第11条、第12条、第17条および第18条はコーティングに関して第2条第2項cの範囲内で食品接触材料に適宜適用される。

- (5) 印刷された食品接触材料の場合、付属書14表1および表2にリスト化されている物質は、食品への移行について、付属書14表3第6欄または第7欄で指定された制限値を超えてはならない。バリウム、鉄、コバルト、銅、リチウム、マンガン、亜鉛および第一級芳香族アミンの移行量は、付属書14表4に指定されている制限値を超えてはならない。
- (6) 付属書14表1に記載されている特定移行量の制限、グループ制限、またはその他の制限が指定されていない場合は、印刷された食品接触材料から食品に移行できる量は食品1 kgあたり最大60 mgまでとする。
- (7) 印刷された食品接触材料の場合、第4条第7項に従って使用される印刷インキから食品への物質の移行を検出することがあってはならない。ナノ材料以外の物質については、食品1 kgあたり最大0.01 mgの移動は検出不能とみなされる。

第9条 警告

付属書7に記載された消費財は、そこに記載された警告が、そこに指定された場所に、消えないように、はっきりと見え、読みやすいように、ドイツ語で記載されている場合に限り、商業的に販売されることができる。

第10条 身元確認、証拠提出の義務

(1) (削除)

(1a) 再生セルロース製の食品接触材料および成形品は、この規則および規則(EC)No.1935/2004の要件を満たしていることを証明するドイツ語の書面による宣言が添付されている場合にのみ、商業的に市場に出すことができる。第1文は、小売店での市場投入および食品の製造、処理、市場投入または消費に使用することが明らかに意図されている再生セルロース製の食品接触材料には適用されない。

(2) セラミック製の食品接触材料およびまだ食品と接触していない成形品の場合、第1項の1aを準用するものとする。宣言書は、製造者、または製造者が欧州連合に設立されていない場合は、欧州連合に設立された輸入者によって発行されなければならない、以下の追加情報を含まなければならない。

1. 製造業者の名前と住所、および欧州連合に拠点がない場合は輸入業者の名前と住所
2. セラミック製食品接触材料との同一性
3. 宣言書の作成日

さらに、製造者または輸入者は、食品接触材料が付属書6第2項に規定された最大量に適合しているかどうか、監視目的のために証拠を提供しなければならない。

この宣言書には、少なくとも実施された分析結果、試験条件、分析を実施した試験所の名称と住所が含まれていなければならない。

(2a) BADGEまたはその派生物を含む規則(EC)No 1895/2005の第1条第2項かつ第3項に該当する材料および成形品は、規則(EC)No 1895/2005および規則(EC)No 1935/2004の要件に適合することを証明するドイツ語による書面による宣言が添付される場合にのみ、商業目的のために市場に出すことができる。第1文は、小売業における市場投入には適用されないものとする。

(3) 付属書9に記載されている消費財は、第3欄に記載されている情報が消えず、はっきりと見え、読みやすく、第4欄に記載されている箇所がドイツ語で記載されている場合にのみ、商業ベースで消費者に販売することができる。

(4) 消費財を市場に出す者は、規則(EC)No 1935/2004の第15条第1項aおよびbで規定された特定事項をドイツ語で提供するものとする。

第10a条 履物の表示

略

第11条 調査手続

付属書10に規定された調査は、そこに記載された調査方法に従って実施されるものとする。

第11a条 輸入に関する特別規則

- (1) 食品輸入条例第18条第1項は、消費財の輸入に適用される。ただし、
 1. 食品・日用品・飼料法典第5条第1項第1文の禁止事項および食品・日用品・飼料法典第30条第1項の禁止事項
 2. 規則(EC)No.178/2002の第14条第2項aおよび食品・日用品・飼料法典第30条第2項の禁止事項が適用される。
- (2) 中華人民共和国または中国香港特別行政区を原産地とする、あるいはそこから委託されたポリアミドおよびメラミンのプラスチック製台所用品の輸入に関する特別条件および詳細手続きを定めた2011年3月22日付委員会規則(EU)No.284/2011(OJL77,23.3.2011,p.25)の第2条a項とともに第1条に準拠した食品接触材料の委託品は、規則(EU)No.284/2011の第5条で定義される指定された初回導入地点の一つを介して第三国から輸入のみできるとする。

連邦消費者保護・食品安全局(FederalOfficeforConsumerProtectionandFoodSafety)は、規則(EU)No.284/2011の第5条にいう指定された初回導入地点のリストを連邦官報に掲載し、そのウェブサイトで情報を公開する。

第12条 刑事犯罪および行政犯罪

- (1) 食品・日用品・飼料法典第58条第1項第18号第4から第6に従い、第7条に反して故意または過失で消費財を使用した者は罰せられる。
- (2) 食品・日用品・飼料法典第58条第1項第18号第4から第6に従い、故意または過失で以下の行為を行った者は罰せられる。
 1. 第3条に反して、付属書1に記載されている消費財の製造または処理において、そこに記載されている物質を使用する。
 2. 再生セルロースフィルムで作られた食品接触材料と成形品の製造において、第4条第1項または第1a項に違反する。
 - a) 付属書2に記載されている以外の物質、または
 - b) 付属書2に記載されている物質で、その中で指定されている使用制限に準拠していないものの使用
 3. 第4条第2項第1文または第5項第1、2文または第4文に反して、記載されている物質を使用する。
 4. 第5条に反して、付属書4に記載されている消費財の製造において、指定された工程を使用する。
- (2a) 食品・日用品・飼料法典第58条第3項(2)および第4項から第6項に基づき、以下の者には罰則が課されるものとする。
 1. 意図的または過失により、食品と接触することを意図した材料および成形品における特定のエポキシ樹脂誘導体の使用制限に関する2005年11月18日付欧州委員会規則(EC)No1895/2005(OJ L 302, 19.11.2005, p28)に反した場合。

- a) 第3条に反して、BFDGEを同条で言及される材料または成形品の製造に使用する場合。
 - b) 第4条に反して、その中で言及されている材料または成形品の製造にNOGEを使用する場合。
2. 意図的または過失により、食品と接触することを意図したアクティブ・インテリジェント材料および成形品に関する2009年5月29日付委員会規則(EC)No 450/2009(OJ L 135, 30.5.2009, p. 3)第5条第1項かつ第2項c(i)または(ii)の定義に反して使用した場合。
- (3) 食品・日用品・飼料法典第59条第1項第21号aに基づき、第6条第1文に反して、消費財が指定された最大量または残留含有量を超えてそこに指定された物質を含有または放出する場合、消費財を市場に出す者は、罰せられるものとされる。
- (3a) 食品・日用品・飼料法典第59条第3項第1号に従い、規則(EC)No.450/2009の第10条第1項と併せて第4条第6項に反して材料および成形品を市場に出す者は、罰せられるものとする。
- (4) 第3項または第3a項で言及されている行為を過失で行った者は、食品・日用品・飼料法典第60条第1項に基づく違反とする。
- (5) 食品・日用品・飼料法典第60条第2項第26号aの定義する行政違反とは、第9条に反して、意図的または過失によって、警告表示の無い、または指定の方法で警告表示がなされていない消費財を市場に出す者をいう。
- (6) 第9条に反して故意または過失により、警告ラベルを付さないまたは所定の方法で付さない消費財を市場に出す者は、食品・日用品・飼料法典第60条(2)第26項aで定義された行政違反を犯すものとする。
- 1. 第10条第1a項No.1、第2項と併せて、または第2a項No.1に反して、食品接触材料または成形品を商業目的で市場に出すこと
 - 2. (削除)
 - 3. 第10条第2項の第3文および第4文に反して、証拠を提供しないか、正確または不完全に提供しないこと。
 - 4. 第10条第3項に反して、消費財を配送すること。
 - 5. 第10条第4項に反して、ドイツ語で情報を提供しない。
 - 6. 第10a条第1項第1文または第2文に反して、規定の情報を履物製品に提供しない、または第10a条第1項第3文に反して、規定のラベルの添付を保証しない。
- (7) 故意または過失により以下のことを行った者は食品・日用品・飼料法典第60条第4項第2号aで定義される行政違反とする。
- 1. 食品と接触することを意図した材料および成形品に関する規則および指令80/590/EECおよび89/109/EECを廃止する2004年10月27日付欧州議会および理事会規則(EC)No 1935/2004 (OJ L 338, 13.11.2004, p4)を侵害する。
 - a) 第15条第1項および第3項の規定に違反して、材料または成形品に印を付けなかった場合や誤り、不完全、所定の方法外で印を付けた場合、または時間内に印を付けなかった場合
 - b) 第17条第2項第1文に反して、システムまたは手順が整備されていない場合。

c) トレーダーとして、第17条第2項第2号に反して、情報を提供しない、正しく提供しない、完全に提供しない、または期限内に提供しない場合。

2. 食品と接触することを意図した材料および成形品の適正製造規範に関する 2006 年 12 月 22 日付欧州委員会規則(EC)No 2023/2006(OJ L 384, 29.12.2006, p75)、規則(EC)No 282/2008(OJ L 86, 28.3.2008, p9)で改正されたように、次のように改正する。

a) 付属書Aと併せて第4条bに反して、第1条に言及する材料および成形品の製造工程が、そこで言及される優良製造規範の細則に従って実施されることを保証しない場合。

b) 第7条第1項または第2項の規定に違反して、同条で言及された文書を保存せず、または不正もしくは不完全に保存する場合。

c) 第7条第3項に反して、所轄官庁が文書を利用できるようにしない、または適切な時期に利用できない場合。

3. 規則(EC)No.450/2009による違反

a) 第12条第1項および第2項に関連する第4条fに反して、材料および物を市場に出す場合。

b) 第13条に反して、文書を提供しない、または正確に、不完全に、または適時に提供しない場合。

第13条 非影響条項

化学品法に基づく政令および玩具安全規則の規定に変更はない。

第14条 (規制の廃止)

-

第15条 (廃止)

-

第16条 経過規定

(1) 2003年4月10日まで有効で、2003年4月11日より前に初めて市場に出されたこの条例の規定に準拠する食品接触材料は、在庫が減るまで引き続き市場に出して良い。

ただし、PM/REF NO.が13510、13720、14650、14950、15310の物質に限り、15700、16240、16570、16600、16630、16690、18640、22420、22570、25210、25240、25270、25840、36840、39120、40320、40580、45650、68860、71670、または87040が使用されており、これらの物質が2003年4月10日まで有効なバージョンでこの条例の条項に準拠している場合、これらの消費財は2004年2月29日まで製造および輸入することができ、その後も製造および輸入することができる。

(2) 2004年1月9日まで、同日時点で有効な本条例の付属書1No.7第2欄に基づき製造され、または食品・日用品・飼料法典の範囲に持ち込まれた消費財は、第3条ならびに付属書1No.7に適合していなくても2004年2月29日まで市場に出してよい。

第1文から逸脱して、回収繊維から製造された繊維製品は、染色された繊維に由来する付属書1No.7第3欄に記載されたアゾ染料の放出量が1キログラムあたり70ミリグラム未満の場合、2005年1月1日まで引き続き製造または食品・日用品・飼料法典の適用地域に持ち込むことができる。

- (3) プラスチック製の食品接触材料で、2005年7月20日までの間にこの条例の規定に適合したもの、2005年7月、2006年2月末日までに製造または輸入されたものは、同日以降も在庫がなくなるまで上市を継続することができる。
- (4) 2005年7月20日までに適用されるバージョンのこの条例の規定に準拠し、2006年1月28日までに製造または輸入された再生セルロース製の食品接触材料は、在庫がなくなるまでこの日以降も販売することができる。
- (5) アゾジカルボンアミド(PM/REF No.36640)が使用され、2005年8月1日以前に食品と接触したプラスチック製食品接触材料および成形品は、それらに瓶詰めの日付が表示されていれば、2005年8月1日以降も上市することができる。

第1文にかかわらず、狭首ガラス瓶に充填された炭酸飲料に使用されるクロージャーには、2005年12月1日の日付が適用されるものとする。製品を上市する責任者は、要請があれば瓶詰めの日付を所轄官庁に通知しなければならない。

- (6) 2006年6月9日までの期間でこの政令の規定に適合する陶磁器製の食品接触材料で、2007年5月19日の終了前に製造または欧州共同体に輸入されたものは、在庫がなくなるまでこの日以降も市場に出される可能性がある。

(7) (削除)

(8) PVCシーリング材

- 1. またはその他のベビーフードのガラス瓶を密封するために使用されるもの。
- 2. 2006年12月6日まで有効なバージョンで、付属書3第2パートAの要件を満たし、食品接触材料に充填日が添付されている限り、引き続き市場に出すことができる。
また、充填日を決定できる限り、食品接触材料の使用者が別の情報に置き換えることができる。ただし、管轄当局の要請により、食品接触材料の使用者は充填日を通知しなければならない。

- (9) 2008年5月13日まで有効な版のこの条例の規定に準拠するプラスチック食品接触材料および製品は、2009年4月30日まで製造または輸入することができ、この日以降に市場に出すこともできる。

第1文から逸脱して、2008年6月30日まで製造または輸入された以下のプラスチック食品接触材料および材料は、この日以降も上市して良い。

- 1. PM/REF No.36640
- 2. フタル酸エステル類を含み、2008年5月13日まで適用されるこの規則のPM/REF No.74560、74640、74880、75100および75105の制限と仕様に準拠する食品接触材料および成形品。

(10) (削除)

(11) (削除)

(12) プラスチック製の食品接触材料および成形品ならびに第2条第2の項cで定義されたコーティングを使用した食品接触材料および成形品で、2009年9月28日まで有効な版で本条例の規定に準拠するものは、第13項に従い、2010年3月6日まで引き続き製造または輸入でき、この日以降も上市することができる。前段からの緩和により、第4条第3項は、2010年1月1日から、そこに言及された食品接触材料および成形品の製造または輸入に適用されるものとし、第4条第3b項の要件を満たす食品接触材料および成形品は、そこで指定された日付以降も市場に出すことができる。

(13) 物質2,4,4'-トリクロロ-2'-ヒドロキシジフェニルエーテル(PM/REF No.93930)が言及された食品接触材料の製造に使用されている場合、第12項の第1文は適用されない。
第1文による食品接触材料は、2011年11月1日まで引き続き上市することができる。

(14) (削除)

(15) 2025年12月31日までに施行された規則に従って上市された印刷された食品接触材料は、これらの規則に従って在庫が削減されるまで、同日以降も上市して良い。

(16) 第2条第1文、第7項から第13項、第2文および第3文、第4条の第5項から第11項、第8条の第5項から第7項および第12条の第2項第3号は、2026年1月1日からのみ適用されるものとする。

(17) 付属書14表2に掲げる顔料を用いて印刷された第4条第7項第4文の食品接触材料および成形品で、2026年12月31日までに適用される規則に従って上市されたものは、この規則に従って上市された在庫のこの日以降も解体することができる。

(18) 第4条第9項と付属書14表2との併用は、2027年1月1日から適用されなくなるものとする。

第17条 (発効)

-

結語

連邦評議会は同意した。

付属書1 (第3条関係)特定の消費財の製造または処理に使用してはならない物質

(出典：BGBl.I1998,10-11)

付属書2 (第4条第1項、第1a項および第6条第1項1関係)再生セルロース製の製造に許可されている物質

(出典：BGBl.I1998,12-21)

付属書3 (廃止)

付属書4 (第5条関係)特定の消費財の製造に使用できない手順 (出典：BGBl.I1998,31)

付属書5 (第6条第3項関係)特定の最大量までの物質のみを含むことができる消費財

(出典：FederalLawGazetteI1998,31)

付属書5a (第6条第4項関係)特定の物質を指定された最大量までしか放出しない消費財

(出典：FederalLawGazetteI2000,850)

付属書6 (第8条第3項および第10条第2項3関係)特定の物質が指定された最大量までしか食品に移行できない消費財

(出典：FederalLawGazetteI1998,32)

付属書7 (第9条関係)警告が必要な消費財 (出典：BGBl.1998,32)

付属書8 (廃止)

付属書9 (第10条第3項関係)特定の成分を特定すべき消費財 (出典：BGBl.I1998,33)

付属書10 (第11条関係)特定の消費財の検査手順 (出典：FederalLawGazetteI1998,34-35)

付属書11 (第10a条関係) (出典：BGBl.I1998,35-36)

付属書12 (廃止)

付属書13 (第4条第3項から第4項関係)添加物の暫定リスト (出典：FederalLawGazetteI2009,3135-3137)

付属書14 表1～4 (出典：BGBl.I2021,5070-5125)

表1 モノマーまたはその他の出発物質のリスト、着色剤、溶剤、光開始剤またはその他の添加剤

(第4条第5項、第6項および第7項ならびに第8条第5項第1文および第6項関係)

表2 表1に加えて、第4条第7項第4文で言及されている食品接触材料

および成形品への印刷に使用できる顔料のリスト(第4節第9項、第8節第5項第1文について)

表3 グループ制限(第8条第5項第1文関係)

表4 特定物質の制限値(第8節第5項第2文関係)

※ 付属書および表については本訳では省略した。原典または出典元を参照ください。